

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファソ	ブルキナファソ政府に対する贈 与に関する日本国政府とブルキ ナファソ政府との間の交換公文	経済社会開発局に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	650,000千円 -----	2018.4.30 ワガドワ グーデ (同日)	池崎保在(ブルキナ ファソ大使 ブルキナファソ側 テ・パリール外務・協力大 臣)	2018.5.17 183号
ブルキナファソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナファソ政府との間の交 換公文	食糧援助規程に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2018.11.19 東京で (同日)	池崎保在(ブルキナ ファソ大使 ブルキナファソ側 ル・バジヨボ駐日大使)	2018.12.6 373号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。